

## 定年引上げに伴う人事・給与制度の概要について

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する一方で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、国家公務員法等及び地方公務員法において、定年の段階的引上げや高齢期職員における多様な勤務制度を内容とする改正がなされた。

特別区においては、職員の勤務条件及びこれに係る事項については、特別区共通基準に基づくものとなっており、そのための労使協議を進めてきた。現在、制度の開始に向け詳細を検討中であり、現時点における制度の概要について報告する。

### 1 法改正に伴う制度改正のポイント

#### (1) 定年の段階的引上げ

- ・現行60歳の定年を段階的に引上げて、原則65歳とする。
- ・現行の再任用制度は廃止し、段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行と同様の制度を存置する。 ※（5）暫定再任用制度の導入を参照

	現行	令和5～6年度	令和7～8年度	令和9～10年度	令和11～12年度	令和13年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

#### (2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ・管理職（管理職手当の支給対象となっている職）について、原則として60歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任させる。
- ・ただし、職員の年齢別構成等の特別の事情があり、欠員を容易に補充することができない場合には、例外措置を講ずることができる。
- ・なお、管理職の安定的な確保のため、管理職選考制度の見直しを行う。

#### (3) 給与に関する措置

- ・当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定する。
- ・60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

#### (4) 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は定年まで）することができる制度を導入する。
- ・任用、給与、勤務時間等に関して、原則として現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

#### (5) 暫定再任用制度の導入

- ・定年の段階的引上げ期間においても、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の再任用制度を暫定的に措置する。

#### (6) 情報提供・意思確認制度の新設

- ・任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 2 今後のスケジュール

令和4年6月	人事給与システム修正検討、職員への制度周知開始
令和4年9月	第3回定例会にて関係条例の改正案を上程
令和5年4月1日	定年引上げに係る制度の施行 定年の段階的引上げの開始 ※令和5年度末の定年退職者はなし

60歳以後の任用のイメージ

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
S31.4.2 ~S32.4.1	65歳 再任用												
S32.4.2 ~S33.4.1	64歳 再任用	65歳 再任用											
S33.4.2 ~S34.4.1	63歳 再任用	64歳 再任用	65歳 暫定再任用										
S34.4.2 ~S35.4.1	62歳 再任用	63歳 再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用									
S35.4.2 ~S36.4.1	61歳 再任用	62歳 再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用								
S36.4.2 ~S37.4.1	<b>60歳 定年退職</b>	61歳 再任用	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用							
S37.4.2 ~S38.4.1	59歳	<b>60歳 定年退職</b>	61歳 暫定再任用	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用						
S38.4.2 ~S39.4.1	58歳	59歳	60歳 (役職定年)	<b>61歳 定年退職</b>	62歳 暫定再任用	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用					
S39.4.2 ~S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳 (役職定年)	61歳	<b>62歳 定年退職</b>	63歳 暫定再任用	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用				
S40.4.2 ~S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 (役職定年)	61歳	62歳	<b>63歳 定年退職</b>	64歳 暫定再任用	65歳 暫定再任用			
S41.4.2 ~S42.4.1	55歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 (役職定年)	61歳	62歳	63歳	<b>64歳 定年退職</b>	65歳 暫定再任用
S42.4.2 ~S43.4.1	54歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 (役職定年)	61歳	62歳	63歳	64歳
S43.4.2 ~S44.4.1	53歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 (役職定年)	61歳	62歳	63歳
													<b>65歳 定年退職</b>

【暫定再任用制度】  
定年の段階的引上げ期間においても、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の再任用制度を暫定的に措置する。

【定年前再任用短時間勤務制の選択も可能】  
本人の意向により、60歳以後に退職し、短時間勤務の職で再任用として勤務することを選択できる。

【役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）】  
原則として60歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任させる。  
（職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる）

3

※年齢は年度末年齢

→定年の段階的引上げの開始（R5.4.1～）